

Religion and Transboundary Abortion Debate: Pro-life Movement in Taiwan after the 2000s

宗教と越境する中絶論争：

2000年代以降台湾におけるプロライフ運動の展開



Chen Hsuanyu (陳宣聿)¹

¹ Postdoctoral Fellow, Tokyo Branch of ShinBuddhist Comprehensive Institute, Otani University

妊娠中絶を女性の選択権とするプロチョイス派と胎児の命の尊重を掲げるプロライフ派の亀裂は深い。本稿では台湾における2000年以降のプロライフ運動に一部のカトリック教会が果たしてきた宗教横断的な役割を検証した。

Abstract

Abortion is a universal behavior that can be seen worldwide regardless of time. However, in modern periods, it has gradually become a political and social issue. From the latter half of the 20th century, the legalization of abortion has become a global trend along with the feminist movement, social diffusion of contraceptive technology, and the development of reproductive technology. However, there was another trend that went against this. The pro-life movement (also referred to as the “anti-abortion movement”) is also spreading around the world, conducting educational campaigns for fetal life, and trying to strengthen restrictions on legal abortion. Though seeking diversity, the backbone of the pro-life movement is regarded as implicating religious dogma. Such movement is not only can be seen in Western but also in Asian societies. Leading by Catholics and Protestants, the abortion debate in Taiwan can be traced back to 1970, when the draft of the Eugenic Health Law was first published, and it came back to life in the 2000s. Because of democratization, it is more active in the political participation of religion.

In this presentation, first, I will discuss what is “pro-life movement” is and how this movement developed in America. Then, I will focus on the abortion debate in Taiwan related to Eugenic Health Law, and examine the abortion debate in the 1970s, 1980s, and after the 2000s. Finally, I will introduce Taiwan’s pro-life movement since the 2000s, especially paying attention to the influence of multi-religious ties and transnational organizations.

Keywords abortion debate, Pro-life, Taiwan, Conservatism, religion

1 プロライフ運動とは

1.1 胎児の生命をめぐる問題の浮上

人工妊娠中絶 (induced abortion) とは、胎児が胎外生存可能となる前に、内科的または外科的に妊娠を終了させることを指し (『ウィリアムス産科学 第25版』2019[2018]: 437)、1960年代後半から1970年代にかけて、多くの国々で中絶に対する法的制限が緩和された (Henshaw 1990:78)。これをきっかけに、中絶問題が政治上の一つの争点となり、胎児の生命尊重運動 (以下「プロライフ運動¹」) が、徐々に現代社会において生じてきた。

1970年前後の欧米諸国において、中絶に対する制限を

緩和する風潮が起こったのは、当時の男性、家族・親族、国家といったものに対し、女性が個人としての尊厳を求めた成果として考えられる。つまり、中絶の制限緩和は家父長制度への抵抗こそが中心であり、「胎児」の位置づけは第一義的なものではなかった。

本稿における「胎児」は、産科学の発達段階²を問わず、便宜的に受精卵や初期胚を含む赤子として生まれてくるはずのものを指している³。このように、受精から生命の始まりとみなす考えは、胎児の個体発生学に関連する極めて近代的なものである。歴史学者バーバラ・ドゥーデン (Barbara Duden) によると、18世紀初期においては、胎動

こそ生命及び妊娠の始まりとされていた。現在で流産、中絶とされている状況は、当時の人々にとっては体内の悪い血の放出、子宮の掃除、正常な月経が戻ったという状態とされていた (Duden1999:16-18)。それらの語りの中で胎児の姿は中心にはなかった。19世紀以降、標本を通して個体発生学が発展していき、胎児という存在が認識され始めたという (Duden1999:23)。1970年代から1990年代にかけて、妊娠検査、妊婦健診、超音波診断、出生前診断などの技術も進展していき⁴、妊婦の身体感覚を超えて、胎児が客観的に感知できる存在とみなされるようになってきた。

1.2 アメリカ合衆国における中絶論争とプロライフ運動

胎児の生命尊重を唱える「プロライフ (pro-life)」派と女性の権利を尊重する「プロチョイス (pro-choice)」派の対立は、アメリカ合衆国における中絶論争の重要な側面である。双方はお互い道徳的に優位な立場に立とうとしている。

胎児の生命の権利 (right to life) という言葉は1963年に遡ることができ (Cassidy1995:139)、そしてプロライフ (pro-life) という表現は、1975年にカトリック教会が発表した「プロライフ活動のためのパストラル・プラン」と題するキャンペーン計画が初出であるという⁵。1960年代中期から後期にかけて、各州の中絶に対する制限緩和の動きに対し、中絶反対を掲げるローカル団体が成立した。これらの団体はのちにプロライフ運動の萌芽としてみなされ、小規模で且つ政治に対して疎いことが特徴である (Cassidy1995:139)。そして、周知のように、1973年最高裁によって下されたロウ判決 (Roe v. Wade)⁶は、中絶を女性のプライバシー権の及ぶ範囲であると判定した。これによって中絶が女性の権利であると国家から保証された一方で、中絶をめぐる「内戦」の幕開けでもあった。

ロウ判決以降、カトリック教会によってサポート、組織された州レベルの団体が成立し、全国的な運動まで発展していた (Munson 2009)。カトリックが大半でありながら、より多くの人々の支持及び政治的な発言権を獲得するため、メソジストなどのプロテスタントとも協力するという戦略をとっていた。1970年代末頃から、この運動においてファンダメンタリストのプロテスタントが台頭した。アメリカの「伝統的」価値の流失を危惧した彼 (彼女) らのプロラ

イフ運動の大量の参入は新たな局面をもたらした (荻野2001:106-107; Munson 2009)。小竹聡はその構造を、①直接行動、②政治、③アウトリーチの三つの流れに分別した。①直接行動は直接的にクリニックなどにおいて中絶をやめさせようとする行動を指し、抗議、救出、徹夜の祈りなどが含まれた。そして、②政治においては選挙活動や訴訟などに注力し、法律改正のための実践を行っていた。最後、③アウトリーチは、望まない妊娠に対する支援策を打ち出し、妊娠の悩みセンター (problem pregnancy center) や妊娠に関する緊急対策センター (crisis pregnancy center) を開設する形で、養子縁組のあっせんや中絶の差し控えをサポートしていた (小竹2021:415-417)。なお、胎児の映像、画像を利用し、メディアにおいて宣伝を行うことも一つの特徴で、1984年に放映された中絶の残酷さを訴えるドキュメンタリー『沈黙の叫び (Silent Scream)』は代表的なものである (Petchesky 1987:264)。

1.3 問題の所在

アメリカ合衆国におけるプロライフ運動は海外にも影響を与えた。例えばLaury Oaksの論考によると、1980年代アイルランドにおける中絶論争はアメリカのプロライフ団体の動きが手本となっており、直接的な影響を受けていたという (Oaks1999:182-184)。他方、アメリカ合衆国の中絶問題をめぐる「プロライフ派とプロチョイス派」の対立は、すべての国々に当てはまる構図ではなかった。例えば久保裕子 (2021) が取り上げたフィリピンの事例、細谷幸子 (2017) が取り上げたイランの事例においては、胎児の生命に関する議論も、政治をめぐる争点もアメリカ合衆国とは異なることがわかった。

先行研究が提示する視点を踏まえ、本論においてはグローバルな視座を意識しながら、台湾の中絶問題の全体像を提示する。その中で特に、胎児の生命尊重を唱えるプロライフ運動が、2000年代以降のどのように展開されたかについて論じる予定である。

台湾における中絶問題に関する論考は、法学、倫理的な視点から分析するものが多く、俯瞰的な全体像を提示するものが比較的少なかった。その中で、女性史学者呉燕秋の論考は重要である。呉燕秋 (2010) は19世紀における

墮胎罪の概念の成立に遡り、1985年優生保健法（後述）が成立する前後の家族観、中絶及び胎児の生命観をめぐる概念の変化について考察した。彼女は1970年に初めて胎児の生命尊重という視点が台湾社会で見られるようになったと指摘した。そして中絶をめぐる論争も、近代における墮胎罪の成立が女性に影響を与えたという原点に戻り、解決の糸口を見出すべきことを提言していた（呉2010:104-107,112）。呉の指摘は極めて示唆的であるが、中絶に反対する側の性質及びその戦略の変遷に関する議論が比較的少なかった。それを踏まえ、本発表の趣旨は、立法院の議事録、先行研究の整理、人口問題の調査資料を中心に台湾における中絶をめぐる俯瞰的な視点を提示し、そして2000年代以降台湾でプロライフ運動を推進しようとする団体の事例を取り上げ、その現状を考察していくことである。

2 台湾の中絶論争について

アメリカにおいて中絶問題の論争が人間の権利という側面から展開される一方、アジア社会においては、人口問題及び国家による家族計画が影響力を持つと考えられる。台湾における中絶に関する法的な根拠は、1985年から施行された「優生保健法」である。法律の制定をめぐる中絶反対の声があったが、比較的大規模な反対運動は2000年代以降、優生保健法の改訂をめぐる生じていた。以下ではまず台湾における中絶論争の発生と状況の変化についてみていきたい。

2.1 優生保健法の施行

第二次世界大戦以降、冷戦体制の形成と共に、アメリカをはじめとする西側の先進諸国は、発展途上国の人口圧力によってもたらされた経済的な困窮と、その困窮による社会主義革命を懸念していた。このような文脈の中で、人口の増加は経済発展の足かせになり、発展途上国においては国家レベルの産児制限、家族計画が展開されていた（郭2008:333-335；鈴木2019:230）。人口増加は戦後の台湾でも問題視され、1960年代から政府による家庭計画が全面的に展開された。政府は子孫繁栄を好む国民の意識を改革し、小家族のメリットを宣伝した。このような背景のもと、公的な場において中絶の是非が議論されるようになった。

優生保健法の制定の目的は「人口の質を高め、母子の健康と家庭の幸福を促進する」ことである⁷。1968年から制定の準備がはじめられ、1970年に草案が立法院（日本の「国会」に相当する機関）に上程されたが、中絶に関する条項が論争の種になり、否決と修正を繰り返し、1985年まで施行されなかった。

1970年代から1980年代の優生保健法の制定をめぐる論争に関して、当時の民主制度がまだ発展段階であったことも重要である。戒嚴令⁸及び反乱鎮定動員時期臨時条項⁹に基づき、国民党を中心とする権威主義の政治体制が実行されていた。中絶合法化の賛成派はその理由として人口問題の解決という側面を強調し、闇中絶への対策にもなることを力説した¹⁰。一方反対派は、カトリックやプロテスタントを中心に「胎児の生命尊重」を強調しながら、中華文化と伝統の道徳を軸として、「座談会」を開催したり、保守の立法委員、及び政府側の有力者に陳情したりする戦略をとっていた（陳2022:94）。法案の審議にあたって、優生保健法に反対する最大勢力は「万年委員」とも揶揄された立法委員たちであった。中国全土の民意機関を代表する象徴¹¹でもある彼らにとって、内戦によって失われた中国大陸の土地を取り戻せば、人口問題も解決し、マルサスの罠（Malthusian trap）に陥ることはなかったという。そのため、産児制限は国力を低下させる行為であり、中絶の合法化によってもたらされた性的な乱れや胎児の生命軽視と道徳の廃れに懸念を示した。

反対の声はありつつも、権威体制の下で、為政者が優生保健法の実行を推進し¹²、当該法が実施されるようになった。その後は反対の声がさらに弱化し、中絶に関する議論も下火になった（賀2008）。

2.2 台湾における中絶の状況と人口問題

台湾においては中絶に関する具体的な統計が存在しないため、通時的に中絶数の推移を把握し、優生保健法施行前後の変化を見ることが困難である。それを補うため、本発表においては、女性を対象とする意識調査、「家庭と生育力調査」（Knowledge, Attitude, and Practice of Contraception、以下は「KAP調査」¹³）を〈表1〉としてまとめ、長期間に渡って中絶経験者の割合の変化を提示し、

台湾における中絶の状況を概観していきたい。

表1 中絶の経験を持つ女性の割合

回数	調査年	標本数	中絶経験を持つ女性		避妊経験 ¹⁴ を持つ女性	
			既婚	未婚	既婚	未婚
1	1965-66年	3,719	9.60%	—	27.30%	—
2	1967-68年	4,989	12.30%	—	41.40%	—
3	1970年	2,689	12.40%	—	52.10%	—
4	1973年	5,588	20.00%	—	68.20%	—
5	1979-80年	4,312	23.10%	—	—	—
6	1986年	4,312	28.10%	—	92.70%	—
7	1992年	11,690	34.97%	—	81.85%	—
8	1998年	3,551	29.00%	20.70%	87.60%	100.00%
9	2004年	4,088	33.80%	—	88.80%	—
10	2008年	4,301	33.01%	9.10%	—	95.08%
11	2012年	4,441	27.95%	7.10%	—	—
12	2016年	3,584	23.55%	6.03%	—	—

KAP調査第1回～第12回の集計データ¹⁵より、発表者製表。

〈表1〉を通して、家族計画の実施によって避妊が著しく浸透したことが分かる。合計特殊出生率の推移（〈図1〉）と合わせて考えると、家族計画の実施によって子どもの数が急激に減少したことが分かった。第1回調査以降、中絶経験者の割合が上昇し、1986年以降の調査から3割前後で推移した。第12回の調査（2016年）で比較的明確な減少が見える。

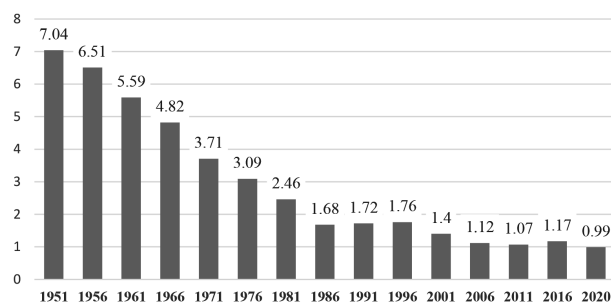


図1 1951～2020、台湾地区合計特殊出生率の推移（内政部統計年報により¹⁶、発表者作図）（合計特殊出生率：一人の女性が出産可能な年齢（15-49歳）期間で出産した子どもの数）

家族計画の進展によって人口爆発の危惧が払拭された一方、高齢化、少子化への危機感が徐々に高まってきた。〈図1〉に示されたように、合計特殊出生率は1980年代中盤から2を下回り、人口減少の実感が湧きはじめた。1990年代から人口減少が問題視され、人口政策の目標も、緩和から合理的成長に変わった（蔡2007:99）。1985年優生保健法の可決に一役買った人口問題は、2000年代以降中絶論

争が再燃する原因のひとつとなった。2011年7月16日、衛生署（現「衛生福利部」）は2007年から2011年の間、毎年の中絶数は20万～24万と推計した¹⁷。同じ期間の出生数（16万から20万）¹⁸と対照してみると、中絶数が出生数を上回ることが明らかである。それゆえ、中絶数の高まりと人口減少の危機との関係性や、優生保健法の修訂も議論されるようになってきた。

2.3 2000年代以降の中絶問題

前段落で取り上げた内容を背景に、しばらく沈静化した中絶論争は2000年代に再燃した。1990年代末、青少年の性と中絶が社会の注目を浴びようになり、同時に、2002年12月、経口妊娠中絶薬（mifepristone、俗称：RU486）が合法化され、そして2002年から、優生保健法の改正に関する動きが再び立法院で議論されるようになった。

現在、優生保健法の第三章第9条では女性の意思による中絶が可能となる状況が提示されている。レイプ、近親相姦、胎児の障害などの優生に関する条項のほか、第6項の「妊娠もしくは出産が心理の健康及び家庭生活に影響を与える者」による中絶が特に注目されていた。第6項の解釈範囲が広いこと、刑法の墮胎罪¹⁹が存在する一方、条件付きの「中絶合法化」と見なされていた。また、中絶においては未成年者の場合は法定代理人、結婚した女性は配偶者の同意が必要²⁰であるということ、そして、医療行為を除き、中絶は24週以内で行うということが規定されていた²¹。

優生保健法の修正に関して、2002年、2005年、2006年、2012年において、複数の修正案が審議された。これらの修正案において、女性の心身健康を守るという方向性は一致するものの、胎児の生命尊重と家庭価値を擁護する立法委員と、リプロダクティブ・ヘルスを擁護する立法委員両方が激しい攻防戦を展開していた。1980年代の状況と異なり、1987年の戒厳令の解除によって、1991年までに民主化が急速に進展した。台湾において、定期的な選挙と人々の積極的な政治参加といった民主制度が根付くようになり、立法院も行政を牽制する重要な役割を果たすようになってきた（廖2005:351-354,356）。

胎児の生命尊重を擁護する側の立法委員は中絶の悪影響及び家庭の価値を強調し、中絶の敷居を高くすることに

よって、胎児の生命尊重を促そうとした。具体的には、中絶の許可条件の第6項「妊娠や出産が心理的な健康、もしくは家庭生活に影響を与え」の条項を削除することを求め、中絶の前に「心理士や精神科医によるカウンセリング」「6日の思考期間の設置」などを提唱した²²。現時点において、上記の修正はいずれも成立されていない。2022年1月14日、衛生福利部が再び修正案の草案を公表し²³、配偶者の同意の制限の削除が波紋を呼んだ。また、優生保健法そのものの修正とは別に、国民投票²⁴に基づき、2019年10月23日に中絶の許可期間を24週以内から8週以内に制限すべき提案が中央選挙委員会に提出された。最終的に却下された²⁵が、提案者の宗教的背景も注目を集めた。

3 台湾におけるプロライフ運動の団体と戦略

台湾における中絶問題の「宗教vs女性」の図式は、2000年代中盤以降に形成されたと考えられる。経口妊娠中絶薬の合法化と圧力団体の利益衝突に関する研究を行った徐佳青は、2002年に提出された修士論文において、台湾における経口妊娠中絶薬の合法化をめぐる、宗教による影響力を「微弱」と評価した(徐2002:70,169)。しかし、2000年代初頭で「微弱」と評価された宗教が、2000年代中盤になると、無視できない側面となり、中でもキリスト教が主導的な役割を担っていた。

ローマ・カトリック教会では1869年、胎児は受胎の瞬間から魂を持つという見解が定まった。(ハイネマン1996:411-412) また、教会の現代化を象徴する第二バチカン公会議(1962-1965)においても、生殖を神が人間に託した崇高な任務と述べ、中絶の罪を提示していた(『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』、第1483項)。第一段落でも取り上げたように、カトリック教会はアメリカ合衆国におけるプロライフ運動の展開において重要な役割を担った。運動を拡大するために他宗教との連携を進め、胎児の映像や図像を用いたり、養子縁組のあっせんをサポートしたり、政治的な動きに働きかけたりすることが見られた。台湾においても類似する動きがみられるが、宗教事情の違いによってその展開は少し異なっている。〈図2〉で提示されたように、台湾人の宗教的なアイデンティティは仏教、道教及び民間信仰が約7割以上を占め、キリスト教はわずか5.6%

である。しかし、2000年代中盤、カトリックの背景を持ち、プロライフ運動を推進する団体が見られるようになった。その手法は主に：(1)多宗教・多宗派といった自国内におけるつながりを発展させる、そして、(2)キリスト教の世界宗教の性質を運用し、国境を超えるネットワークの構築する、の二つの傾向が見られる。

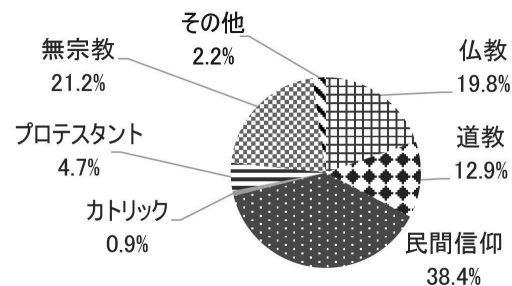


図2 台湾地区社会変遷基本調査第6期第5次執行報告書(2015:138)「今、あなたはどの宗教を信じているか?」の回答の集計による、発表者作図。

3.1 多宗教、宗派といった自国内におけるつながりの発展

中絶問題が再び注目を集めた2000年代初頭、アルドリッチ神父という人物が、多様な宗教の連合を求めたことで人々の注目を集めた(英語: Fr. Lou Aldrich S.J. 中国語: 艾立勤神父)。彼の本籍はアメリカであり、教皇庁立グレゴリアン大学の倫理神学の博士である。彼は1997年から2006年の間に輔仁大学聖博敏神学院(The Faculty of St. Robert Bellarmine)の院長となり、代理母出産の問題をきっかけに、1999年「生命倫理研究センター」を設立し、同センターの主任に就任した²⁶。2000年からアルドリッチ神父は経口妊娠中絶薬の合法化をめぐる懐疑的な意見を示す論説を投稿し²⁷、いち早く中絶問題に関心を寄せた。2002年、彼は諸宗教に関する生命倫理の問題に着眼し、同時に、プロテスタント諸派、仏教、道教などの団体と接触し、共に優生保健法の修訂運動に携わることを呼びかけた²⁸。2003年、胎児の生命救助という考えのもとで、多宗教、宗派をベースとする「尊重生命全民運動大聯盟」(以下「連盟」)が成立した。アルドリッチ神父の呼びかけにより、仏教側からの協力が特に大きかったという²⁹。連盟の成立は、メディアの注目を集め、中絶を論じる際の「宗教vs女性」の図式と深く関わる。特に中絶の残酷さを訴えるドキュメ

ンタリーで、『侵食される理性』(Eclipse of Reason) の映像のビデオCDの流通配布は社会に波紋を広げ、女性団体との対立も目立つようになってきた(賀 2008:79-91)。連盟は立法委員に中絶可能の条件を厳しくする方向に働きかけ、優生保健法の修正を強く求めた。

3.2 キリスト教の世界宗教の性質を活用した国境を超えるネットワークの構築

連盟の活動は2000年代中期において大きな波紋を呼んだが、現在では下火になってきた。他方、規模は小さいが、カトリックやプロテスタントといった世界宗教のネットワークを活かし、海外のプロライフ団体との繋がりを通して積極的な活動を行っている。

ここで、2008年に成立した聖ジャンナ生命擁護センター(聖吉安娜生命維護中心、St. Gianna pro-life center) を事例として取り上げたい。2018年から、アルゼンチン出身の修道女、シスターフェデリスがセンターの運営を任せられ、より積極的な活動を行うようになっていた。聖ジャンナ生命擁護センターは、法律の改正よりも、人々の啓発活動に励み、胎児の生命の大切さを伝えることを目標にする。2018年シスターフェデリスは東京にあるMarch for Life運動に参加し、翌年台湾でもMarch for Lifeを開催した。2020年のパンデミックによって集会活動の制限が加えられたが、カトリック教会のネットワークを活かし、オンラインでの活動を通して、日本、香港、マカオ、マレーシアといった地区との繋がりを強化³⁰、更なるグローバルな展開がみられる。国境を越えるプロライフ運動者の連携について、今後もさらに注意を払うべきである。

むすびにかえて

台湾における中絶の議論は優生保健法の成立・修訂と密接にかかわっていた。1980年代に中絶反対の声が生じたが、権威体制の下では社会運動の形として発展することはなかった。民主化した2000年代以降、法律の改訂をめぐり胎児の生命尊重を唱える運動が発生した。法律の改革を求め、立法委員への陳情のみならず、メディアの活用を含む多様な手法で人々の意識改革に働きかけた。2000年代以降、台湾における中絶に関する議論では、宗教側と

女性団体側との対立が目立つようになった。アメリカにおける中絶論争をめぐる語り浸透するにつれて、この対立はステレオタイプとして強化された。その中で、多宗教・多宗派の連合である尊重生命全民運動大聯盟が成立したことは「宗教」が積極的に生殖、家庭をめぐる政治にかかわった象徴的なできごとであった。尊重生命全民運動大聯盟のほか、近年キリスト教のネットワークを用いて、胎児の生命尊重に基づく国際間のネットワークが構築されていること、その中で手法に関する交流にも注意を払うべきである。

女性の産む・産まない自由の保障は重要である一方、現代社会において、中絶問題における胎児の位置付けは一種の道徳的葛藤(井上 1996:83)を引き起こすことも看過できない。本論は特定の規範を示すものではなく、台湾における中絶の議論の歴史的な展開を記述・整理し、そして現在におけるプロライフ運動者側の動きを提示した。本論を未来への相互理解と対話の材料としたい。

謝辞：本研究成果は科研費補助金 課題番号20K22036の助成を受けたものである。

文末脚注

- 1 本論において「中絶反対」ではなく「プロライフ」という表現を使用することは、プロライフ運動の従事者のアイデンティティを尊重するためである。筆者の立場を表すものではない。
- 2 産科学の発達段階：受精後、男女双方の染色体が接合子(zygote)、初期胚を形成し(『ウィリアムス産科学 第二十五版』2019 [2018]:105)、受精から約1週間着床となり、最初の2週間で胚盤胞(blastocyst)が発達していく。その後胚は胎芽(embryo)期に入り、受精から7週もしくは最終月経から9週で、胎芽から胎児(fetus)に移行し、多くの器官が形成される(同上:153-154)。
- 3 このような視座は、荻野美穂(2008)に提示された生命の始まりに関する視座から示唆を得たものである。荻野は「避妊」と「中絶」を対比し、「胎児」が存在していない避妊に対して、中絶とは「胎児」を取り除く行為で、それがネガティブな評価とされる最大な根拠であり、胎児の存在を生命の始まりと位置付ける視点と関係していると述べる(荻野2008:177-178)。
- 4 胎児の生命をめぐる科学の発展の詳細は、塚本久美(2014:3-21)を参照。
- 5 原出典は「Blanchard, 1994 *The anti-abortion movement and the rise of the religious right: from polite to fiery protest*」である。ここでは(荻野2001:147)より引用。
- 6 1973年、アメリカ。この判決をきっかけに、中絶の権利が憲法に保障され、各州の中絶規制法は違憲であるという解釈が下された。

判決の形成から影響までの詳細は小竹聡 (2021) を参照。

- 7 優生保健法第一章第1条 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0070001> 最終閲覧日: 2022年3月25日)。
- 8 台湾地区戒嚴令、実施期間: 1949年7月7日~1987年7月14日 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000015> (最終閲覧日: 2022年2月23日)
- 9 実施期間: 1948年5月10日~1991年5月1日、全国法規データベース: <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=A0000005> (最終閲覧日: 2022年2月23日)
- 10 71巻第100期委員会記録「優生保健法草案第一次聯席會議記録」、第71巻第101期委員会記録「優生保健法草案第二次聯席會議記録」、第71巻第103期委員会記録「優生保健法草案第三次聯席會議記録」(立法院議事発言システム、2021年6月9日にダウンロード)
- 11 1949年国民党政権が国共内戦に敗れた後一度も全面的な改選がなかった(土屋2003:2)。
- 12 原出典は、劉仲冬1995『国家政策下の女性身體』劉毓秀編『臺灣婦女處境白皮書1995年』、時報文化: 236-237、であり、ここでは吳燕秋(2010:55)の論考より引用。
- 13 1965年から家庭計画研究所(現「衛生福利部国民健康署」)が不定期に20-49歳の女性を中心に行なった調査であり、その内容は結婚、産育に関する自身の経験と意識、避妊に関する知識と態度、家庭関係など、幅広く包括されている。
- 14 避妊経験に含まれた手段は、コンドーム、リズム法と禁欲、殺精子剤、性交渉中断、経口避妊薬、太田リング、不妊手術(夫婦いずれか)、子宮内避妊具などがある。
- 15 KAP1~KAP9の内容は2016年8月9日にSRDA (Survey Research Data Archive) データベース (https://srda.sinica.edu.tw/browsingbydatatype_result.php?category=surveymethod&type=4&csid=80) に資料の申請を行い、ダウンロードをした。KAP11~12の調査内容は衛生福利部のサイトより、2016年8月9日ダウンロード: <https://www.hpa.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=370&pid=1289>
- 16 内政部統計年報「育齡婦女生育率」(<https://ws.moi.gov.tw/001/Upload/400/refile/0/4405/48349492-6f8c-453b-a9d1-4a8f0593b979/year/y02-04.xls> 最終閲覧日: 2022年3月26日)
- 17 2011年7月16日、衛生署のプレスリリース (<https://www.hpa.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=1131&pid=2281> 最終閲覧日2022年3月16日)
- 18 中華民國百年人口統計(内政部戸政司全球資訪サイト: <https://www.ris.gov.tw/app/portal/346> 最終閲覧日: 2022年3月16日)
- 19 1935年に制定された中華民國刑法第24章に基づき、疾病もしくは生命の危険を除き、墮胎を行う女性、技術の協力者、営利、公の場で墮胎を紹介する者が全て処罰の対象となる。
- 20 同注釈6、優生保健法第三章第9条。
- 21 優生保健法施行細則(全国法規データベース: <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0070002> 最終閲覧日: 2022年3月25日)
- 22 立法院第5届第2会期第5次會議案關係文書 院総1140号、委員提案第4408号「優生保健法部分条文修正草案」、立法院第6届

第2会期第1次會議案關係文書 院総1140号、委員提案第6072号、「優生保健法第九条修正草案」(立法院議事発言システム、2021年6月9日にダウンロード)

- 23 優生保健法修正草案総説明及び対照表(衛生福利部公式サイト: https://www.hpa.gov.tw/Pages/ashx/File.ashx?FilePath=/File/Attach/14941/File_17852.pdf 最終閲覧日: 2022年3月26日)
- 24 公民投票法、2003年に公表、実施(全国法規データベース: <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020050> 最終閲覧日: 2022年3月25日)
- 25 中央選挙委員会、公民投票案提案 (<https://web.cec.gov.tw/referendum/cms/proposal/31024> 最終閲覧日: 2022年3月25日)
- 26 輔仁大学神学院院長、アルドリッチ神父へのインタビュー-<https://www.amdgchinese.org/2016/05/09/%E5%B0%88%E8%A8%AA%E8%BC%94%E5%A4%A7%E7%A5%9E%E5%AD%B8%E9%99%A2%E9%95%B7%E8%89%BE%E7%AB%8B%E5%8B%A4%E7%A5%9E%E7%88%B6%E4%B8%80/> (最終閲覧日: 2022年3月20日)
- 27 2000年4月13日『中国時報』「RU486 問題の製造者か?問題の解決者か?」
- 28 尊重生命全民運動大聯盟オフィシャルサイト(発表者2018年1月8日ダウンロードした内容より)
- 29 尊重生命全民運動大聯盟執行長へのインタビュー(2018年1月10日)
- 30 シスターフェデリス、秘書梁氏へのインタビュー(2021年8月6日)

参考文献 (アルファベット順)

- Cassidy Keith (1995) "The right to life movement: Sources, development, and strategies" *Journal of Policy History* 7 (1): 128-159
- 蔡宏政 2007「台湾人口政策的歴史形構」『台湾社會學刊』39: 65-106。
- 陳宣聿 2022「台湾の『プロライフ運動』とその展開」『宗教研究(別冊)』95: 94-95
- 『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』、カトリック中央協議会 (Kindle版、2019年発行)
- Duden, Barbara (1999) The fetus on the "Farther Shore", Lynn M. Morga& Meredith W.Michaels ed..*Fetal Subjects, Feminist Positions*, University of Oennsylvania Press: 13-25
- 郭文華 2008「美援下の衛生政策: 1960年代臺灣家庭計畫の探討」李尚仁編『帝國與現代醫學』聯經出版公司: 325-365
- Henshaw, S. K. (1990) Induced abortion: a world review, 1990, *Family planning perspectives*, 76-89
- 賀政 2008「從優生保健法爭議看墮胎新聞的再現」國立政治大學新聞學研究所 碩士論文

- 細谷幸子 2017 「イランの「治療的人工妊娠中絶法」をめぐる議論」『生命倫理』27(1):72-78。
- 井上達夫 1996 「人間・生命・倫理」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房:3-26。
- 小竹聡 2021 『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』日本評論社
- 久保裕子 2021 『フィリピン女性たちの流産と中絶』風響社。
- 立法院議事発言システム：<https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lylgmeetkm>
- 廖達琪 2005 「“橡皮圖章”如何轉變為“河東獅吼”？—立法院在台灣民主化過程中角色轉變之探究(1950-2000)」『人文及社會科學集刊』17 (2)：343-391。
- Munson Ziad W (2009) *The making of pro-life activists* : University of Chicago Press
- 荻野美穂 2001 『中絶論争とアメリカ社会 - 身体をめぐる戦争』岩波書店
- 荻野美穂 2008 「『生命のはじまり』をめぐるポリティクス」川越修と友部謙一編『生命というリスク——二〇世紀社会の再生産戦略』法政大学出版局：177-217
- Oaks, Laury (1999) *Irish Trans/national Politics and Locating Fetuses*, Lynn M. Moga & Merdith W. Michaels ed., *Fetal Subjects, Feminist Positions*, University of Pennsylvania Press: 13-25
- Petchesky Rosalind Pollack (1987) “Fetal images: The power of visual culture in the politics of reproduction” *Feminist studies* 13 (2) :263-292
- 鈴木透 2019 「韓国・台湾の人口政策」小島宏、廣島清志編『人口政策の比較史』日本経済評論社：227-249
- 塚原久美 2014 『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ』勁草書房。
- 土屋光芳 2003 「李登輝政権と台湾の民主化過程」『政経論叢』71(5.6)：581-620
- 『ウィリアムス産科学 原著25版』南山堂 (Kindle版、2019年発行)
- ウダ・ランケー・ハイネマン 1996 『カトリック教会と性の歴史』、三交社。
- 吳燕秋 2010 「西法東罰，罪及婦女——墮胎入罪及其對戰後臺灣婦女的影響」『近代中國婦女史研究』(18)：53-123
- 徐佳青 2002 「台灣利益團體影響墮胎藥物 ru486 合法化過程之研究」國立陽明大學衛生福利研究所 碩士論文